

シリーズ



移行期間終了後における公益事業の課題と展望(1) —自治体出捐法人を中心に—

東北公益文科大学大学院教授
山形県公益認定等審議会委員 出井信夫

はじめに

周知のように、2008年12月1日に「公益法人制度改革関連三法」が全面施行され、既設の法人においては、法の施行後、経過期間の5年以内に所定の移行手続きをしない場合には解散したものとみなされることになっている。その移行手続の期限は平成25年11月末日である。

本論は、移行手続終了間際、本稿執筆時平成25年7月末日現在、これまでの移行期間における状況を踏まえて、「移行期間終了後における公益事業の課題と展望」と題し、「移行申請状況とその概況」「移行後の監督及び立入検査」「移行後における民による公益の増進の展開」を中心に、複数号にわたり論述するものである。筆者は、制度移行期間の当初、平成20年5月27日、山形県公益認定等審議会の委員（委員長代理）に委嘱され、同日第1回の審議会が開催された。それ以降、概ね毎月1回審議会（近年、下半期は月2回開催）が開催され、審議や議論に参加してきた。ただ、本稿は山形県公益認定等審議会の公式見解ではなく、個人的な見解である。

I 指定管理者制度導入直後の自治体出捐公益法人の概況

まずは自治体が出資・出捐した公益法人及

び営利法人、すなわち「第3セクター」と呼ばれる法人について、とりわけ、各都道府県の公益認定等審議会において、大きな問題となっていた自治体が出捐した公益法人における指定管理業務を中心に概説する。

(1) 指定管理者制度導入直後の調査結果

はじめに、総務省が平成19年3月31日に報道資料として発表した「第3セクター等の状況に関する調査」結果（以下、平成19年版「3セク調査」）の概要について解説し、次いで、直近の調査結果として平成24年12月26日に発表された、「第3セクター等の状況に関する調査」（以下、平成24年版「3セク調査」）の結果概要について論述する。詳細は同調査を参照されたい。

(2) 第3セクター等の概況

指定管理者制度が導入された直後において実施された平成19年版「3セク調査」によると、第3セクター等の法人数は、会社法法人3,724法人、民法法人4,051法人、地方三公社1,205法人、独立行政法人27法人、合計9,007法人であり、その一昨年、平成18年の同調査（9,208法人）に比べて、201法人減少している。

(3) 第3セクター等の事業分野

平成19年版「3セク調査」で、第3セクター等を事業分野についてみると、「地域・都市開発」が最も多く、次いで「農林水産」「観光・レジャー」の順となっている。

なお、「地域・都市開発」が最も多いが、この事業分野には自治体が設立した特別法人の土地開発公社が1,106公社あり、全体の3分の2にもなるが、これらは第3セクターではないことに留意する必要がある。

「土地開発公社」「住宅供給公社」「地方道路公社」は、法律に基づき、全額自治体の出資により設立された「法定三公社」であり、公共と民間の共同出資・共同出捐により設立された第3セクターではない。「土地開発公社」とは、自治体に替わって公共用地等を先行取得する地方公社を指す。「公有地の拡大の推進に関する法律」(昭和47年法律第66号)に基づき、地方自治体が全額出資して設立するもので、主な業務は自治体の要請により、公共施設や道路建設などの公共事業用地、企業などの誘致のための土地を民間から買い上げ、管理し処分することである。

近年、土地開発公社が購入した保有地が、自治体に売却できずに、土地開発公社の過大な債務、いわゆる不良債権化問題がクローズアップされ、自治体に売却できない「塩漬け用地」の増加などが大きな問題となっている。

総務省の調査においては、統計的なデータ処理が主たる内容なため、このような解説や補足の説明はないことから、一般的には理解されていないといえる。新聞等のマスコミ報道に関しても、断片的な報道に終始していることから、全体像の把握がなされにくいことが問題であるといえる。

この土地開発公社を除くと、残りは、516法人に過ぎず、「地域・都市開発」の設立件数の順位が大幅に下がることはほとんど認識されていないが、もっと強調されるべきことである。

事業分野別に法人の状況をみると、「観光・レジャー」「運輸・道路」「情報処理」「商工」「その他」の事業分野においては、株

式会社によるものが比較的多いのに対し、「教育・文化」「国際交流」「社会福祉・保健医療」の事業分野においては、公益法人によるものが比較的多い傾向がみられる。

このように、一般に、「観光・レジャー」「運輸・道路」「情報処理」「商工」「その他」の事業分野においては、事業内容としては営利目的事業の割合が比較的多いことから、株式会社の形態が多く採られてきたわけである。一方、「教育・文化」「国際交流」「社会福祉・保健医療」の事業分野においては、事業内容としては非営利事業、公益目的事業の割合が比較的多いことから、公益法人の形態が多く採られてきたのである。公益法人改革三法にもあるように、「公益目的事業」比率の割合が50%を超える法人が、公益法人に認定されるわけであるが、従来の旧民法法人においても、同様の措置が採られてきたことによる。

なお、旧自治省時代において調査されてきた、土地開発公社などの地方三公社、公共と民間の共同出資・共同出捐により設立された第3セクターの相違などの詳細については出井信夫『都市・地域政策と公民連携・協働—PPP・PFI・NPO・基金・公益信託・第3セクターの研究—』(地域計画研究所、平成14年3月)、出井信夫編著『新しい公共経営の実践』(『地方自治職員研修 臨時増刊83号公職研、平成18年11月)を参照されたい。

各業務分野の分類については省略する。

(4) 第3セクター等による公の施設の管理運営状況

第3セクター等において、主たる事業として「公の施設の管理運営」を行っている法人は、法人形態別にみると2,555法人で全体の32.9%である。

なお、第3セクター等において、指定管理者として「公の施設の管理運営」を行っている法人は、2,858法人で、全体の36.8%である。

また、業務分野別にみると「観光・レジャー」「教育・文化」の事業分野のものが多くことが特徴的である。

(5) 民法法人の経営状況

民法法人について、当期正味財産が増加または減少した法人数を業務分野別にみると、当期正味財産増加法人数の割合が最も高いのは「情報処理」で、次いで「教育・文化」が続いている。一方、当期正味財産減少法人数の割合が最も高いのは「公害・自然環境保全」となっている。

また、当期正味財産増加額を業務分野別にみると、「教育・文化」が最も多く、次いで「農林水産」「地域・都市開発」が続いている。一方、当期正味財産減少額を業務分野別にみると、「社会福祉・保健医療」が最も多くなっている。

(6) 財政的支援（補助金の交付）の状況

第3セクター（6,524法人）のうち、自治体から補助金を交付されている法人は、2,947法人全体の45.2％であり、交付額総額は3,268億円となっている。

自治体から補助金を交付されている法人を事業分野別にみると、交付法人数の割合については、「国際交流」「社会福祉・保健医療」「公害・自然環境保全」「教育・文化」の割合が高く、補助金交付額についてみると、「教育・文化」の割合が高い。

(7) 財政的支援（損失補償契約等に係る債務残高）の状況

第3セクター等のうち、経営状況等調査対象法人の7,756法人を調査対象としている。

金融機関等からの借入に関して、出資自治体が金融機関等と締結している損失補償契約に係る債務残高を有する法人および自治体が債務保証を行っている地方三公社（土地開発公社等）は1,343法人で、全体の17.3％となっている。特に第3セクターは、516法人、全

体の7.9％であるのに比べると、地方三公社については、827法人、全体の68.6％と、その割合が高くなっているのが特徴である。

また、損失補償契約および債務保証契約に係る債務残高は、全体で8兆6,321億円となっている。そのうち、会社法人が4,607億円、民法法人が1兆6,157億円、地方三公社が6兆5,556億円となっており、地方三公社の債務残高に占める割合は75.9％に達している。

(8) 第3セクター等の情報公開等の状況

第3セクター等の情報公開等の状況については、経営状況等調査対象法人7,756法人のうち、情報公開等を積極的に行っている法人の割合は6,840法人で、全体の88.2％に達している。

このように、多くの第3セクター等の財務等に関する情報等が積極的に公開されていることがわかるが、自治体の情報公開の実態を見る限りにおいて、広報誌などによる情報公開を行っているのか、あるいは、情報公開条例等に基づき情報を公開しているのか、また情報公開している内容の範囲などについて、具体的にどのように情報公開しているのかなどについては、この調査結果では不明である。

したがって、情報等が積極的に公開されているとするこれらの数値については疑問の残る調査結果であり、直ちに評価することはできない。なお、条例・要綱等により情報開示を定めている第3セクター等の割合は、都道府県の出資に係るものは77.0％、指定都市の出資に係るものは87.6％、市区町村の出資に係るものは38.1％となっている。

II 自治体出捐公益法人の最新調査結果

平成24年度版『3セク調査』を基に、最新の自治体出捐の公益法人について概観する。

(1) 調査対象法人

調査は、以下の8,308法人を対象としている。

①第3セクター：地方公共団体が出資又は出捐（以下併せて「出資」という。）を行っている社団法人・財団法人及び特例民法法人（以下「社団法人・財団法人」という。）並びに会社法法人、②地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社（以下「地方三公社」という。）、③地方独立行政法人。

(2) 第3セクター等の数

第3セクター等の数は8,308法人（社団法人・財団法人3,616法人、会社法法人3,565法人、

地方三公社1,033法人、地方独立行政法人94法人）であり、平成23年度調査時（8,484法人）に比べて176法人減少している（表1参照）。

(3) 第3セクター等の年次別設立数（暦年）

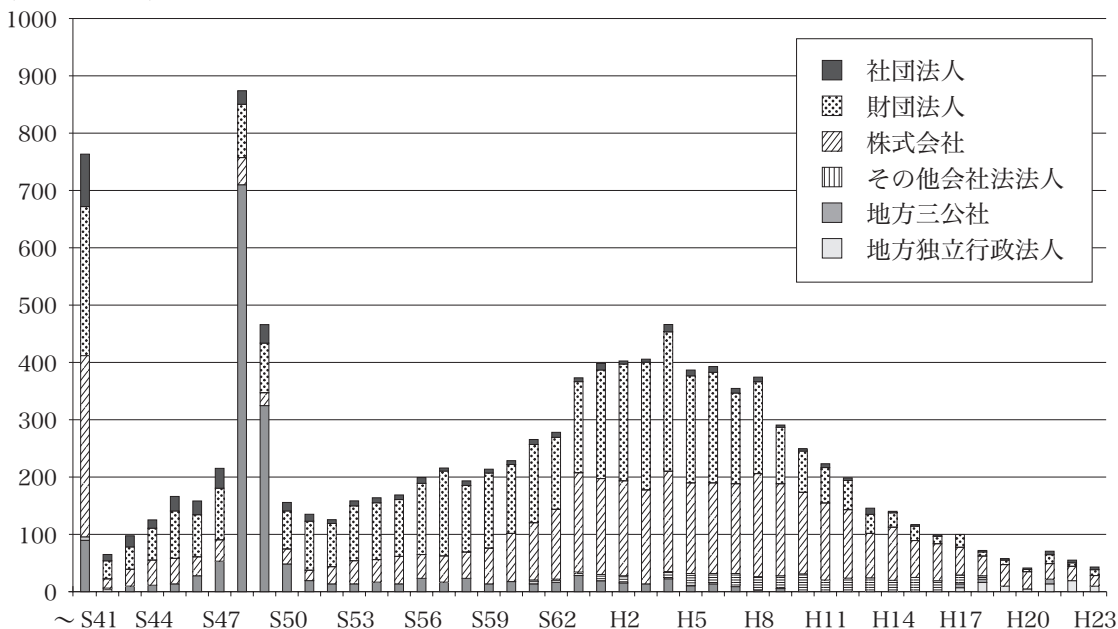
第3セクター等の設立数の推移を見ると、平成9年以降は減少傾向にあったが、平成21年には増加し、その後は再び減少している。また、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）が平成16年から施行されたことにより、地方独立行政法人の設立が目立つ様になっていることが特徴的である（図1、表2参照）。

【表1 法人数の推移】

区分	H15調査	H16調査	H17調査	H18調査	H19調査	H20調査	H21調査	H22調査	H23調査	H24調査
第3セクター計	8,457	8,357	8,217	7,973	7,775	7,686	7,535	7,439	7,317	7,181
社団法人・財団法人	4,636	4,534	4,390	4,183	4,051	3,973	3,863	3,813	3,723	3,616
会社法法人	3,821	3,823	3,827	3,790	3,724	3,713	3,672	3,626	3,594	3,565
地方三公社	1,654	1,590	1,392	1,227	1,205	1,175	1,150	1,117	1,084	1,033
第3セクター及び地方三公社	10,111	9,947	9,609	9,200	8,980	8,861	8,685	8,556	8,401	8,214
地方独立行政法人				8	27	38	44	62	83	94
総計	10,111	9,947	9,609	9,208	9,007	8,899	8,729	8,618	8,484	8,308

【図1 第3セクター等の年次別設立数】

（単位：法人数）



【表2 年次別設立数の推移】

設立年(暦年)	S42	S47	S52	S57	S62	H4	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
社団法人	12	34	7	6	8	12	6	4	7	6	11	4	4	3	0	2	1	1	6	4	3
財団法人	31	92	75	149	126	243	97	71	62	50	33	23	23	12	21	7	9	2	15	7	12
株式会社	19	34	30	43	121	177	162	144	135	118	78	96	66	68	48	33	36	30	27	23	17
その他会社法法人	1	1	1	2	5	12	21	29	21	26	23	19	26	17	17	6	1	1	1	1	1
地方三公社	4	56	14	18	19	23	7	3	0	1	2	1	0	0	7	5	0	1	8	0	0
地方独立行政法人	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	1	7	19	11	5	15	21	11
計	67	217	127	218	279	467	293	251	225	201	147	143	119	101	100	72	58	40	72	56	44

(4) 第3セクター等の業務分野

第3セクター等の業務分野は「地域・都市開発」が最も多く(1,430法人)、次いで「農林水産」(1,279法人)、「観光・レジャー」(1,204法人)の順になっている。

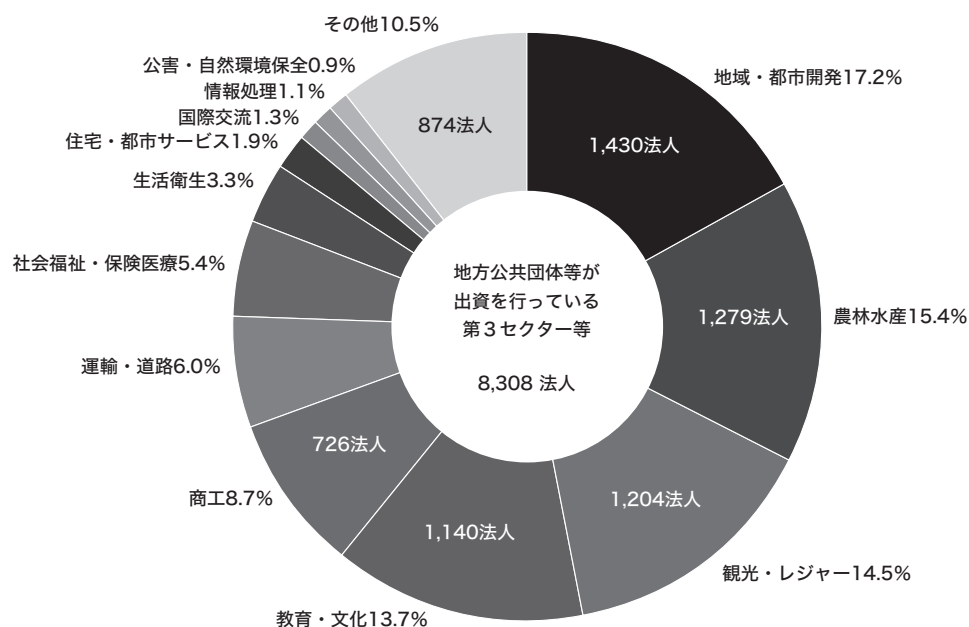
ただし、平成19年版『3セク調査』同様、この「地域・都市開発」事業の分類のうち、自治体が設立した特別法人の土地開発公社が2/3近く含まれている点、土地開発公社は第3セクターではないことに留意する必要がある。

ある。

また、「情報処理」、「運輸・道路」、「観光・レジャー」分野においては、株式会社の割合が高くなっている一方、「国際交流」、「公害・自然環境保全」、「社会福祉・保健医療」分野においては、社団法人・財団法人の公益法人の割合が高くなっていることが特徴的である(図2参照)。

なお、各業務分野の分類については表4を参照されたい。

【図2 第3セクター等の業務分野円グラフ】



【表3 第3セクター等の業務分野】

業務分野	公益社団法人	一般社団法人	特例民法法人 (旧社団)	公益財団法人	一般財団法人	特例民法法人 (旧財団)	株式会社	その他社団法人	地方住宅供給公社	地方道路公社	土地開発公社	地方独立行政法人	合計	(参考) 23年度調査
地域・都市開発	0	3	3	34	15	193	238	2	0	0	942	0	1,430	1,497
住宅・都市サービス	0	0	1	3	4	42	57	1	51	0	1	0	160	168
観光・レジャー	1	11	22	25	29	201	855	60	0	0	0	0	1,204	1,226
農 林 水 産	30	17	225	48	29	256	519	154	0	0	0	1	1,279	1,300
商 工	1	2	7	53	17	215	408	18	0	0	0	5	726	723
社会福祉・保健医療	3	3	5	76	15	302	16	1	0	0	0	31	452	465
生 活 衛 生	1	1	6	16	5	158	78	8	0	0	0	0	273	285
運 輸 ・ 道 路	0	1	1	2	1	36	406	12	0	38	0	0	497	509
教 育 ・ 文 化	0	3	22	247	61	697	50	3	0	0	1	56	1,140	1,160
公害・自然環境保全	2	1	2	17	4	43	5	0	0	0	0	0	74	74
情 報 処 理	0	1	2	0	0	4	82	1	0	0	0	0	90	94
国 際 交 流	0	1	0	36	3	68	1	0	0	0	0	0	109	114
そ の 他	3	2	7	89	11	171	579	11	0	0	0	1	874	869
計	41	46	303	646	194	2,386	3,294	271	51	38	944	94	8,308	8,484

【表4 各業務分野の分類】

業務分野	分 類
住宅・都市サービス	①地方住宅供給公社、②住宅サービス公社、③住宅協会、④建築士協会、⑤建築技術センター、⑥ガス供給会社、⑦熱供給公社 等
観光・レジャー	①観光開発公社、②観光物産振興公社、③観光振興公社、④観光バス会社、⑤レジャー施設の管理運営を行う法人 等
農林水産	①農地保有合理化法人、②農産物安定基金協会、③造林公社、④畜産公社、⑤漁業公社、⑥家畜畜産物衛生指導協会、⑦牛乳検査協会、⑧農業後継者育成協会、⑨緑化センター、⑩農業（林業・漁業）信用基金協会、⑪林業従事者退職金共済基金、⑫水産公害対策基金、⑬第一次産業活用村、⑭ワイン製造会社、⑮農林水産関係の特産品の製造・販売・宣伝等を行う法人、⑯農産物・畜産物・水産物の流通業務を行う法人 等

商 工	①中小企業振興公社、②地場産業振興センター、③高度技術振興財団（テクノポリス開発機構等）、④工業技術振興協会、⑤中小企業情報センター、⑥コンベンションビューロー、⑦中小企業会館、⑧産業展示館、⑨工業材料分析センター、⑩産業振興基金、⑪国際貿易センター、⑫特産品の製造・販売・宣伝等を行う法人（農林水産関係の特産品に関するものを除く）等
社会福祉・保健医療	①国民年金福祉協会（国民年金保養センターの受託運営）、②大規模年金保養基地の受託運営を行う法人、③勤労者いこいの村の管理運営を行う法人、④環境衛生指導センター、⑤長寿社会振興財団、⑥高齢者問題研究協会、⑦高齢者問題研究所、⑧アイバンク・腎バンク、⑨社会福祉基金、⑩交通事故被災者援護協会、⑪検診センター、⑫救急医療情報センター、⑬医学総合研究所、⑭民間社会福祉施設職員共済財団、⑮シルバー人材センター、⑯労働者福祉協会等
生活衛生	①水道サービス協会、②下水道公社、③一般廃棄物（ゴミ、し尿等）及び産業廃棄物の処理を行う法人、④ゴミの減量・リサイクルの推進を行う法人 等
運輸・道路	①地方道路公社、②フェリーふ頭公社、③高速道路協会、④空港ターミナルビル、⑤鉄道、⑥モノレール、⑦流通ターミナル、⑧駐車場公社 等
教育・文化	①埋蔵文化財センター、②私学振興協会、③育英奨学会、④体育協会、⑤生涯学習協会、⑥交響楽団、⑦市民会館等の管理等を行う法人 等
公害・自然環境保全	①公害防止協会、②自然保護財団、③緑の基金 等
情報処理	①電子計算機センター、②流通業務サービス協会 等
国際交流	①国際交流協会、②国際交流基金 等
その他	①庁舎・職員会館の管理を行う法人、②行政情報センター、③消防協会、④暴力団追放県民センター、⑤テレビ放送会社（ケーブルテレビ会社を含む）、⑥シンクタンク（都市計画等特定の目的・業務を持つものを除く）等

(5) 第3セクター等に対する出資の状況

第3セクター等に対する地方公共団体等からの出資額は4兆5,393億円であり、出資総額6兆5,041億円の69.8%となっている。

また、法人区分別の出資総額は、社団法人・財団法人については1兆1,597億円、会社法法人については2兆9,518億円であり、このうち地方公共団体等からの出資額は、社団法人・財団法人については7,911億円(68.2%)、会社法法人については1兆3,556億

円(45.9%)となっている。今年度調査では、地方独立行政法人に対する出資総額は1兆2,354億円となっており、社団法人・財団法人に対する出資総額を初めて上回っている。

民間・国等からの出資額は、社団法人・財団法人については3,686億円、会社法法人については1兆5,961億円となっている(表5参照)。

【表5 第3セクター等に対する出資の状況】

(6) 第3セクターによる公の施設の管理運営状況

(単位：百万円)

法人区分	主な 出資団体	出資総額 (A)	地方公共団 体等出資額 (B)	民間等 出資額	地方公共団 体等出資割 合 (B/A)	法人数 (C)	1法人当 たり平均出資 総額 (A/C)	1法人当 たり平均地方 公共団体等 出資額 (B/C)
第3セクター	都道府県	2,578,228	1,427,442	1,150,786	55.4%	1,970	1,309	725
	指定都市	739,619	372,124	367,495	50.3%	553	1,337	673
	市区町村	793,651	347,213	446,438	43.7%	4,658	170	75
	(小計)	4,111,498	2,146,778	1,964,719	52.2%	7,181	573	299
	社団法人 財団法人	都道府県	855,991	553,239	64.6%	1,398	612	396
		指定都市	89,204	63,764	71.5%	303	294	210
		市区町村	214,527	174,137	81.2%	1,915	112	91
		(小計)	1,159,721	791,139	68.2%	3,616	321	219
	会社法 法人	都道府県	1,722,237	874,203	50.8%	572	3,011	1,528
		指定都市	650,415	308,360	47.4%	250	2,602	1,233
		市区町村	579,125	173,076	29.9%	2,743	211	63
		(小計)	2,951,777	1,355,639	45.9%	3,565	828	380
地方三公社	都道府県	1,095,791	1,095,791	0	100.0%	117	9,366	9,366
	指定都市	54,785	54,785	0	100.0%	31	1,767	1,767
	市区町村	6,610	6,610	0	100.0%	885	7	7
	(小計)	1,157,187	1,157,187	0	100.0%	1,033	1,120	1,120
第3セクター 及び 地方三公社	都道府県	3,674,019	2,523,233	1,150,786	68.7%	2,087	1,760	1,209
	指定都市	794,404	426,909	367,495	53.7%	584	1,360	731
	市区町村	800,262	353,823	446,438	44.2%	5,543	144	64
	(小計)	5,268,685	3,303,965	1,964,719	62.7%	8,214	641	402
地方独立 行政法人	都道府県	921,451	921,451	0	100.0%	62	14,862	14,862
	指定都市	249,161	249,161	0	100.0%	11	22,651	22,651
	市区町村	64,758	64,758	0	100.0%	21	3,084	3,084
	(小計)	1,235,370	1,235,370	0	100.0%	94	13,142	13,142
総計	都道府県	4,595,471	3,444,684	1,150,786	75.0%	2,149	2,138	1,603
	指定都市	1,043,565	676,070	367,495	64.8%	595	1,754	1,136
	市区町村	865,019	418,581	446,438	48.4%	5,564	155	75
	総計	6,504,055	4,539,336	1,964,719	69.8%	8,308	783	546
(参考) 23年度調査	都道府県	4,536,132	3,368,791	1,167,341	74.3%	2,203	2,059	1,529
	指定都市	979,554	630,351	349,203	64.4%	614	1,595	1,027
	市区町村	866,385	413,515	452,870	47.7%	5,667	153	73
	計	6,382,071	4,412,656	1,969,415	69.1%	8,484	752	520

第3セクター7,181法人（社団法人・財団法人等は3,616法人、会社法法人は3,565法人）において、指定管理者として公の施設の管理運営を行っている法人は2,733法人あり、第3セクター全体の38.1%にあたる。

社団法人・財団法人等の公益法人についてみると、公益法人数3,616法人のうち、指定管

理者として公の施設の管理運営を行っている法人は1,528法人で、42.3%と、半数近い公益法人が指定管理者となっている点が特徴的である（表6-1、6-2参照）。

(7) 第3セクター等の経営状況

第3セクター等のうち、①地方公共団体等の出資割合が25%以上の社団法人・財団法人

【表6-1 第3セクターによる公の施設の管理運営状況 法人形態別状況】

区分	平成24年度調査			平成23年度調査		
	全体法人数	指定管理者たる法人	構成比	全体法人数	指定管理者たる法人	構成比
社団法人・財団法人	3,616	1,528	42.3%	3,723	1,562	42.0%
公益・一般社団法人	87	17	19.5%	57	14	24.6%
公益・一般財団法人	840	401	47.7%	495	232	46.9%
特例民法法人	2,689	1,110	41.3%	3,171	1,316	41.5%
会社法法人	3,565	1,205	33.8%	3,594	1,205	33.5%
株式会社	3,294	1,059	32.1%	3,320	1,058	31.9%
その他会社法法人	271	146	53.9%	274	147	53.6%
総計	7,181	2,733	38.1%	7,317	2,767	37.8%

【表6-1 第3セクターによる公の施設の管理運営状況 法人形態別状況】

区分	平成24年度調査			平成23年度調査		
	全体法人数	指定管理者たる法人	構成比	全体法人数	指定管理者たる法人	構成比
合計	7,181	2,733	38.1%	7,317	2,767	37.8%
地域・都市開発	488	172	35.2%	505	173	34.3%
住宅・都市サービス	108	17	15.7%	116	18	15.5%
観光・レジャー	1,204	833	69.2%	1,226	837	68.3%
農林水産	1,278	400	31.3%	1,299	413	31.8%
商工	721	199	27.6%	718	195	27.2%
社会福祉・保健医療	421	132	31.4%	442	139	31.4%
生活衛生	273	33	12.1%	285	36	12.6%
運輸・道路	459	53	11.5%	469	55	11.7%
教育・文化	1,083	701	64.7%	1,107	712	64.3%
公害・自然環境保全	74	19	25.7%	74	18	24.3%
情報処理	90	7	7.8%	94	6	6.4%
国際交流	109	24	22.0%	114	25	21.9%
その他	873	143	16.4%	868	140	16.1%

及び会社法法人、②出資割合が25%未満であるものの財政的支援（注1）を受けている社団法人・財団法人及び会社法法人、③地方三公社、④地方独立行政法人の7,063法人から22法人（注2）を除いた7,041法人（以下「経営状況等調査対象法人」という。）を調査対象としている。

また、経営状況等調査対象法人のうち、第3セクター（社団法人・財団法人及び会社法

人）については、3,555法人（60.1%）が黒字、2,361法人（39.9%）が赤字となっているが、地方三公社については、557法人（54.0%）が黒字、474法人（46.0%）が赤字となっている（表7、図3参照）。

(8) 財政的支援の状況（平成24年3月31日時点の直近の財務諸表等による）

地方公共団体からの補助金交付額の状況について、経営状況等調査対象法人のうち、第

【表7 経常損益の状況（平成24年3月31日時点の直近の財務諸表等による）】

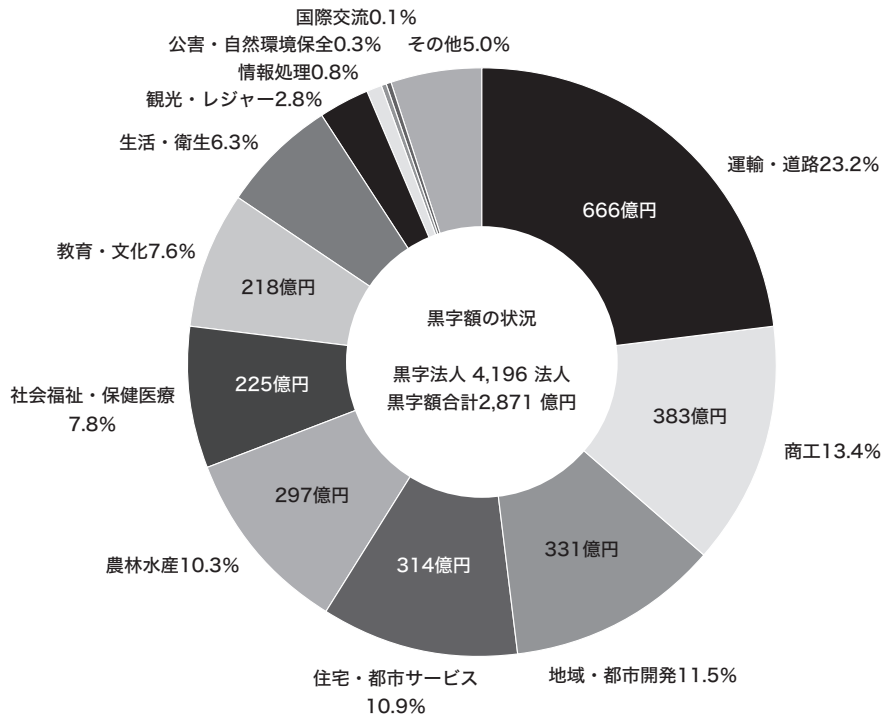
（単位：百万円）

区分	平成24年度調査			平成23年度調査		
	法人数	構成比	金額	法人数	構成比	金額
第三セクター計	5,916		119,588	6,023		98,479
（黒字法人）	3,555	60.1%	208,778	3,677	61.0%	182,760
（赤字法人）	2,361	39.9%	▲89,190	2,346	39.0%	▲84,281
社団法人・財団法人	3,387		41,440	3,487		17,983
（当期正味財産増加法人）	1,822	53.8%	92,415	1,975	56.6%	65,636
（当期正味財産減少法人）	1,565	46.2%	▲50,975	1,512	43.4%	▲47,652
会社法法人	2,529		78,148	2,536		80,495
（経常黒字法人）	1,733	68.5%	116,363	1,702	67.1%	117,124
（経常赤字法人）	796	31.5%	▲38,215	834	32.9%	▲36,629
地方三公社	1,031		34,468	1,081		36,202
（経常黒字法人）	557	54.0%	49,754	606	56.1%	51,483
（経常赤字法人）	474	46.0%	▲15,286	475	43.9%	▲15,281
地方住宅供給公社	50		22,318	51		23,844
（経常黒字法人）	29	58.0%	26,775	33	64.7%	26,635
（経常赤字法人）	21	42.0%	▲4,458	18	35.3%	▲2,791
地方道路公社	38		6,386	40		10,284
（経常黒字法人）	33	86.8%	8,467	35	87.5%	11,326
（経常赤字法人）	5	13.2%	▲2,082	5	12.5%	▲1,041
土地開発公社	943	5.765	990	2,073		
（経常黒字法人）	495	52.5%	14,511	538	54.3%	13,522
（経常赤字法人）	448	47.5%	▲8,746	452	45.7%	▲11,448
第三セクター及び地方三公社	6,947		154,056	7,104		134,680
（経常黒字法人）	4,112	59.2%	258,532	4,283	60.3%	234,243
（経常赤字法人）	2,835	40.8%	▲104,476	2,821	39.7%	▲99,562
地方独立行政法人	94		27,264	83		38,911
（経常黒字法人）	84	89.4%	28,588	72	86.7%	40,290
（経常赤字法人）	10	10.6%	▲1,323	11	13.3%	▲1,379
総計	7,041		181,321	7,187		173,592
（黒字法人）	4,196	59.6%	287,120	4,355	60.6%	274,533
（赤字法人）	2,845	40.4%	▲105,799	2,832	39.4%	▲100,941

※経常利益（損失）：営業利益（損失）＋営業外収益（受取利息等）－営業外費用（支払利息等）

当期正味財産増加（減少）額：当期における正味財産（資産－負債）の増加（減少）額

【図3 業務分野別 黒字額の内訳】



3セクター（社団法人・財団法人及び会社法人）について、地方公共団体から補助金を交付されている法人は2,682法人（45.3%）であり、交付総額は2,697億円となっている（表8参照）。

(9) 委託料の状況（平成24年3月31日時点の直近の財務諸表等による）

経営状況等調査対象法人のうち、第3セクター（社団法人・財団法人及び会社法人）について、地方公共団体から委託料収入がある法人は3,724法人（62.9%）であり、その総額は8,339億円となっている。

また、委託料収入がある法人数の割合を業務分野別にみると、「情報処理」（78.2%）が最も高く、「教育・文化」（76.6%）が続ぎ、委託料収入額を業務分野別にみると「教育・文化」（2,290億円）が最も多く、「生活衛生」（1,813億円）が続いている（表9参照）。

(10) 第3セクター等の統廃合等の状況（平成23年度中）

第3セクター等の統廃合等の状況をみると、平成23年度中の廃止が160件、統合が39件（統合前78法人、統合後39法人）、出資引き揚げが28件となっており、統廃合等により227法人減少している。

その理由についてみると、廃止の場合は「既に事業の目的を達成しているため」、統合の場合は「組織の効率化、経営の合理化等のため」、出資引き揚げの場合は、「その他」を除けば、「経営上、公的関与の必要性がなくなったため」が最も多くなっている（表10参照）。

(11) 第3セクター等の法的整理の状況（平成23年度中）

平成23年度中に法的整理を申し立てた第3セクターは23法人となっており、社団法人・

【表8 財政的支援の状況（平成24年3月31日時点の直近の財務諸表等による）】

区分	24 年度調査							23 年度調査						
	全体法人 人数	補助金交付該 当法人 人数	計上している法人 数 経常収益へ	構成 比	構成 比 経常収益計上法人	交付額	計上している 額 経常収益へ	全体法人 人数	補助金交付該 当法人 人数	計上している法人 数 経常収益へ	構成 比	構成 比 経常収益計上法人	交付額	計上している 額 経常収益へ
第3セクター計	5,916	2,682	2,507	45.3%	42.4%	269,689	230,966	6,023	2,755	2,570	45.7%	42.7%	333,923	259,441
社団法人・財団法人	3,387	2,106	2,088	62.2%	61.6%	224,485	216,783	3,487	2,207	2,185	63.3%	62.7%	258,246	247,238
会社法法人	2,529	576	419	22.8%	16.6%	45,204	14,182	2,536	548	385	21.6%	15.2%	75,677	12,202
地方三公社	1,031	253	246	24.5%	23.9%	35,841	23,904	1,081	268	262	24.8%	24.2%	43,532	32,881
地方住宅供給公社	50	29	29	58.0%	58.0%	11,237	7,456	51	31	31	60.8%	60.8%	11,007	11,007
地方道路公社	38	17	15	44.7%	39.5%	11,847	4,561	40	15	14	37.5%	35.0%	13,164	5,034
土地開発公社	943	207	202	22.0%	21.4%	12,757	11,887	990	222	217	22.4%	21.9%	19,361	16,840
第3セクター及び 地方三公社	6,947	2,935	2,753	42.2%	39.6%	305,529	254,870	7,104	3,023	2,832	42.6%	39.9%	377,455	292,322
地方独立行政法人	94	92	92	97.9%	97.9%	283,353	278,838	83	79	79	95.2%	95.2%	219,149	214,368
総計	7,041	3,027	2,845	43.0%	40.4%	588,882	533,708	7,187	3,102	2,911	43.2%	40.5%	596,604	506,690

【表9 委託料収入の状況】

区分	24 年度調査				23 年度調査			
	全体 法人数	委託料収 入のある 法人数	構成比	委託料収 入額	全体 法人数	委託料収 入のある 法人数	構成比	委託料 収入額
第3セクター計	5,916	3,724	62.9%	833,869	6,023	3,782	62.8%	845,749
社団法人・財団法人	3,387	2,335	68.9%	636,962	3,487	2,412	69.2%	654,540
会社法法人	2,529	1,389	54.9%	196,907	2,536	1,370	54.0%	191,210
地方三公社	1,031	173	16.8%	181,067	1,081	192	17.8%	174,230
地方住宅供給公社	50	38	76.0%	128,965	51	39	76.5%	121,050
地方道路公社	38	22	57.9%	4,248	40	22	55.0%	6,501
土地開発公社	943	113	12.0%	47,853	990	131	13.2%	46,680
第3セクター及び地方三公社	6,947	3,897	56.1%	1,014,936	7,104	3,974	55.9%	1,019,980
地方独立行政法人	94	64	68.1%	4,761	83	53	63.9%	2,604
総計	7,041	3,961	56.3%	1,019,696	7,187	4,027	56.0%	1,022,584

財団法人が3法人、会社法法人が20法人となっている（表11参照）。

ちなみに、法的整理を申し立てた公益法人の概要は次ページの表の通りである（表12参照）。

おわりに

自治体出資法人について、毎年実施される「総務省の実態調査」の平成19年調査と24年調査を比較すると、表1にみるように、調査対象法人の総数は減少傾向にあるものの、巷間、第3セクターの減少としてイメージされ

ている、会社法法人の減少はそれほど多くはない。会社法法人の減少よりも、社団法人・財団法人の減少、また特別法により自治体が全額出捐して設立された法人、土地開発公社の減少の方が著しいことが大きな特徴である点に留意する必要がある。

これら法人の減少要因については、(1)市町村合併等に伴い組織の効率化、経営の合理化等のために行われる法人の統合や類似の業務を行う法人の統合、(2)指定管理者制度の導入に伴い、管理運営業務が民間企業等に移った

【表10 第3セクター等の廃止の状況】

区分	理 由							件数
	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	
H24 廃止法人	52	6	8	43	10	0	41	160
H23 廃止法人	52	9	5	31	6	1	25	129

理由

- ア 既に事業の目的を達成（予定していた業務が終了）しているため
- イ 他に類似の業務を行う第3セクター等があるため
- ウ 経営状況は順調であったが、事業の目的が達成できないため
- エ 経営状況が低調で、改善が困難であるため
- オ 指定管理者制度の活用により、業務が失われたため
- カ 市町村合併のため
- キ その他

【表11】 第3セクター等の法的整理の状況（平成23 年度中）

区分	24年度調査							23年度調査
	法人数	整 理 方 法						法人数
		会社更生	民事再生	特定調停	特別清算	破産	事業再生 ADR	
社団法人・財団法人	3	0	1	0	0	2	0	3
会社法法人	20	0	6	0	7	7	0	9
住宅供給公社	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	23	0	7	0	7	9	0	13

【表12 法的整理を申し立てた公益法人の概要】

所在地	法人名	事業内容	出資地方 公共団体名	出資額 (百万円)	出資割合 (%)	資産 (百万円)	負債 (百万円)	純資産 (百万円)	整理方法	申立日
群馬県 前橋市	群馬県林 業公社	分収方式による造 林及び育林等	群馬県 22市町村	10.0 4.1	61.0% 25.0%	685	16,650 0	▲15,965	民事 再生	H23.4.15
青森県 大鰐町	大鰐町開 発公社	公共施設等の施設 管理運営受託事 業・観光物産の宣 伝紹介事業	大鰐町	10	100.00%	11	3,004	▲2,992	破産	H23.12.2
京都府 亀岡市	亀岡市住 宅公社	住宅用地を取得し て土地の造成や分 譲販売を手掛ける ほか、ガレリアか めおかや京都学園 大学等の都市基盤 の整備など地域の まちづくりも担っ た	京都府 亀岡市	0.6	100.00%	23.3	1,227	▲995	破産	H23.12.22

ことや事業目的の達成等による法人の解散等、
(3)法人の経営危機等による、法人の破産、特
定調停や民事再生の適用など法的整理等によ
るものが、主たる要因であると考えられる。

一方、地方独立行政法人は、近年設立され
る傾向にある。これは、病院等の地方公営企
業が、地方独立行政法人として組織改組され
たことなどによるものと考えられる。

■執筆者Profile■

出井信夫 (いでい・のぶお)

東北公益文科大学大学院教授。山形県公益認
定等審議会委員長代理。経済学博士。第3セ
クター研究学会会長。主著に『自治体の外郭
団体・出資法人の公益認定』『基礎からわか
る自治体の財政分析』(改訂版)(学陽書房)
他、著書、論文多数。

公益法人トピックス

クラウドファンディングの約5割は復興関連

7月10日、市民団体「パブリック・キュレーションズ」はクラウドファンディングにお
ける利用実態の調査結果を公表した。クラウドファンディングとは、インターネットを経
由して、人や組織に寄付をすることである。今回の調査は、利用経験がある全国20～40代
の男女586名の回答を得た。

今回の調査結果によると、寄付の対象としては「災害復興」が49%と約半数を占めた。
寄付金額は、「1,000円未満」が37%で最も高い。「10,000円以上」も約15%程度存在して
いる。同団体は、今後インターネット上で大口の寄付者が育ってくるか注視したい、との
ことだ。(本誌編集部：江川大祐)。